

令和 6 年

# 議会運営委員会記録

令和 6 年 6 月 4 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時      令和6年6月4日（火曜日）  
午前 9時30分 開会      午前11時11分 閉会

◇開催場所      第2委員会室

### ◇出席委員

|           |            |           |            |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 委 員 長     | 安 保 友 博 議員 | 副 委 員 長   | 鎌 田 泰 春 議員 |
| 委 員       | 吉 田 武 司 議員 | 委 員       | 伊 藤 妙 子 議員 |
| 委 員       | 菅 原 満 議員   | 議 長       | 富 澤 啓 二 議員 |
| 副 議 長     | 小 嶋 智 子 議員 | 委 員 外 議 員 | 萩 原 圭 一 議員 |
| 委 員 外 議 員 | 赤 松 祐 造 議員 | 委 員 外 議 員 | 吉 田 活 世 議員 |

◇欠席委員      なし

### ◇出席説明員

|                   |         |                             |         |
|-------------------|---------|-----------------------------|---------|
| 市 長               | 柴 崎 光 子 | 企 画 部 長                     | 大 野 久 芳 |
| 総 務 部 長           | 松 戸 克 彦 | 企画部審議監<br>兼 次 長 兼<br>秘書広報課長 | 茂 呂 あかね |
| 総務部次長兼<br>総 務 課 長 | 渡 部 剛   |                             |         |

### ◇事務局職員

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 亀 井 義 和 | 議 事 課 長 | 工 藤 宏 |
| 議事課長補佐 | 中 村 智 子 | 議事課副主幹  | 川 辺 聡 |
| 主 任    | 小 林 厳   |         |       |

### ◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について  
令和6年和光市議会6月定例会の会期日程等について
- 特定事件7 議会だよりの編集、作成について
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて  
決算審査の体制等について  
令和6年度議員研修会について

次回の議会報告会について

午前 9時30分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、令和6年6月定例会の開会に先立ちまして、お忙しい中、議会運営、議案説明の時間を頂戴しましてどうもありがとうございます。

本定例会につきましては、6月6日に開会すべく、5月30日に招集告示をさせていただいたところです。

提出する案件は、報告が5件、人事案件が1件、契約の締結が2件、専決処分の報告、承認が6件、条例の制定及び一部改正が3件、補正予算が3件の合計20件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○安保友博委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。（午前 9時31分 休憩）

再開します。（午前 9時32分 再開）

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和6年和光市議会6月定例会の会期日程等について、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、決算審査の体制等について、令和6年度議員研修会について、次回の議会報告会についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和6年和光市議会6月定例会の会期日程等についてを議題とします。

提出議案は、報告5件、諮問1件、議案14件です。

提出議案の説明を願います。

松戸総務部長。

○松戸総務部長 おはようございます。

こちらにるのがちょっと不思議な感じがしますが、頑張って説明しますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本会議に提出する議案について、順次説明いたします。

初めに、報告第1号、繰越明許費繰越しの報告について（令和5年度埼玉県和光市一般会計）について説明いたします。

本報告は、令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算で計上した13事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、報告第2号、繰越明許費繰越しの報告について（令和5年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地地区画整理事業特別会計）について説明いたします。

本報告は、令和5年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地地区画整理事業特別会計補正予算で計上した2事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、報告第3号、継続費通次繰越しの報告について（令和5年度埼玉県和光市水道事業会計）について説明いたします。

本報告は、令和5年度埼玉県和光市水道事業会計のうち、酒井浄水場配水ポンプ盤更新事業について、執行残額を翌年度へ通次繰越しをしたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により継続費繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、報告第4号、専決処分の報告について（和光市図書館女子トイレからの漏水に関する損害賠償の額の決定）について説明いたします。

本報告は、令和6年2月に発生した和光市図書館女子トイレからの漏水に関する損害賠償額の決定について専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号、専決処分の報告について（令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第1号））について説明いたします。

本報告は、令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第1号）について、図書館トイレからの漏水に係る損害賠償の額の決定に伴い、賠償金の支払いに要する費用を計上したものです。

当該補正予算につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。

人権擁護委員1名が任期途中で辞任したため、新たに富澤仁氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第36号、第6分団消防ポンプ車購入契約の締結について説明いたします。

第6分団消防ポンプ車の購入につきましては、株式会社モリタ東京支店と令和6年5月10日付で仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、本件の契約金額は2,392万5,000円、納入場所は和光市中央1丁目3番35号となっております。

次に、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例）について説明いたします。

令和6年3月1日より同月31日までの間、市長及び副市長の給料の月額を10%減額するため、市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例を専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

次に、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第3号））について説明いたします。

令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第3号）については、物価高騰の影響を受ける保育所等の事業者に対する支援金を計上するほか、住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付に係る経費に不用額が生じたため、減額したものでございます。

また、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の歳出の減額に伴い、その財源としていた国庫支出金を減額するほか、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の余剰については、新たに計上した支援金等の財源として充当事業を変更しております。

当該補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、その承認を求めるものでございます。

次に、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（和光市手数料条例の一部を改正する条例）について説明いたします。

今回の改正は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正が令和6年3月1日に施行されたことに準じて、戸籍謄本等の広域交付、電子化された届出書等情報の内容証明書、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る事務手数料について所要の改正をする必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により和光市手数料条例の一部改正を行ったので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

次に、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例の一部を改正する条例）及び議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正する条例）は、関連がありますので一括して説明いたします。

議案第40号及び議案第41号については、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより、適用される関係条項を緊急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により和光市税条例の一部改正及び和光市都市計画税条例の一部改正を行ったので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

次に、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一

部を改正する条例)について説明いたします。

今回の改正は、令和6年3月30日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日より施行されることに伴い、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

次に、議案第43号、和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業等について保育士の配置基準を、3歳児は20対1から15対1に、4、5歳児は30対1から25対1に見直す改正を行うため、この案を提出するものでございます。

次に、議案第44号、和光市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、県が市町村による子育て支援の充実を前提として、子ども医療費支給事業の助成対象年齢の引上げ等を実施することに伴い、子ども医療費助成対象年齢を15歳の年度末から18歳の年度末に拡充を行うため、この案を提出するものでございます。

次に、議案第45号、和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、ひとり親家庭等の医療費助成制度における自己負担の規定を廃止するため、この案を提出するものでございます。

次に、議案第46号、令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億493万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ318億5,327万1,000円とするものでございます。

初めに、主な歳出について説明をいたします。

今回の補正予算では、定額減税の実施等に伴うデフレ脱却のための総合経済対策給付金を計上するほか、児童手当の制度改正による対象者拡大に伴う費用を増額するなどしております。

次に、歳入につきましては、歳出需要に応じて国庫支出金及び県支出金をそれぞれ増額または減額するほか、コミュニティ助成事業助成金を計上するなどしております。

なお、歳入歳出調整後の歳入不足額については、財政調整基金からの繰入れを行っております。

次に、議案第47号、令和6年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ81万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億7,242万5,000円とするものでございます。

初めに、歳出につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた各種シス

テム改修に要する委託料を増額しております。

次に、歳入につきましては、歳出で計上いたしました委託料に係る社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を計上するとともに財源の振替えをしております。

次に、議案第48号、令和6年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算では、事務所用建物（旧保健センター）改修工事設計業務委託を行いたいため、既定予算第4条に定める建設改良費を498万3,000円増額するものでございます。それに伴い、既定予算第3条に定めた営業外収益を45万2,000円増額するものです。

次に、議案第49号、中央公民館雨漏改修工事の請負契約の締結について説明いたします。

中央公民館雨漏改修工事の請負につきましては、株式会社共進と令和6年5月29日付で仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきこの案を提出するものです。

なお、本件の契約金額は1億6,500万円、工事場所は和光市中央公民館、和光市中央1－7－27となっております。

○安保友博委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9時46分 休憩）

再開します。（午前 9時47分 再開）

松戸総務部長。

○松戸総務部長 提案説明の訂正をお願いしたいと思います。

議案第36号、第6分団消防ポンプ車購入契約の締結についての中で、納入場所について和光市中央1丁目3番33号と申し上げるところを、和光市中央1丁目3番35号と申したようです。正しくは1丁目3番33号となります。

次に、もう1点、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第3号））の中で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の歳出の減額に伴い、その財源としている国庫支出金を減額するほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と申し上げるところを、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金と申し上げたようです。正しくは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

○安保友博委員長 休憩します。（午前 9時49分 休憩）

再開します。（午前 9時50分 再開）

まず、議案の先議についてです。

初めに、報告第1号から第5号は議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなり、討論、採決はありません。

この質疑は通告を取らず、開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、諮問第1号は人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、開会日に採決したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第37号から第42号は、専決処分に係る案件ですので、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、開会日に採決したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを報告いたします。

次に、陳情についてです。

提出期日までに議会事務局に持参し、提出されたものについて、陳情2件を受理しています。

受理した陳情は、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

次に、郵送で提出された陳情について報告願います。

富澤議長。

○富澤啓二議長 今回、郵送で提出された陳情は、令和6年3月19日受理の対外的情報省と横田基地について意見書提出に関する陳情、令和6年5月23日受理のガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情、以上2件でございます。

○安保友博委員長 ただいま報告されました陳情は、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付しましたので、御確認ください。

それでは、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

今回受理した陳情の審査は、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告者は16人です。

質問時間については、令和4年度及び令和5年度は、6月、12月定例会は40分、9月、3月定例会は30分として試行し、5月7日の議会運営委員会において、議会改革における結論が出るまでの間は試行を継続すると決定したところです。

よって、今期定例会は再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告はなかったことを報告いたします。

次に、会期について。会期は22日間とし、常任委員会を4日間で、第8日に予算決算常任委員会、第9日に予算決算総務環境分科会及び総務環境常任委員会、第12日に予算決算文教厚生分科会及び文教厚生常任委員会、第20日に予算決算常任委員会としたいと思います。

また、一般質問は4日間とし、各日4人としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、休日休会は6月8日、土曜日、9日、日曜日、15日、土曜日、16日、日曜日、22日、土曜日、23日、日曜日とし、調査休会は7日、金曜日、10日、月曜日から12日、水曜日、24日、月曜日、休会は26日、水曜日としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は6月10日、月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、朝霞和光資源循環組合議会議員の補欠選挙についてお諮りします。

朝霞和光資源循環組合議会議員の1名が3月31日付で議員を辞職したことにより、1名が欠員となっておりますので、選挙を行うことになります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選として、議長が指名することとし、会派代表者会議で内定しました片山義久議員を指名することとしたいと思います。

なお、この選挙は開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、意見書案についてですが、提出がなかったことを報告いたします。

意見書案の提出はありませんでしたけれども、6月13日、水曜日の予算決算常任委員会の終

了後に、令和５年度決算審査に係る要求資料、令和６年度議員研修会、議会体験会及び次回の議会報告会について等を議題とし、議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、今期定例会のポスターは、掲示したとおりです。内容について、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

なお、ポスターについては、議員で分担して市内掲示板に掲示をしています。議会終了後は、掲示板から速やかに回収してくださるよう御留意願います。

ここで議長から発言があります。

富澤議長。

○富澤啓二議長 理事者側の席次について報告があります。

これまで、理事者側の出席者は答弁する部長及び部の次長でしたが、今期定例会からは、答弁の正確性をより高めるという観点から、案件によっては部の課長が出席することについて申出があり、これを了承しましたので、御承知おきください。

○安保友博委員長 本件については、各会派で周知を願います。

以上で、令和６年和光市議会６月定例会の会期日程等についての協議を終了します。

次に進みます。

特定事件７、議会だよりの編集、作成についてです。

８月１日発行予定の議会だより№125について、事務局から説明があります。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 市議会だより№125、令和６年８月号の掲載内容について御説明いたします。

なお、内容は昨年８月号の市議会だよりを参考にしています。

掲載内容は、６月定例会の主な議案、議会体験会開催報告、市政に対する一般質問ダイジェスト、常任委員会の審査、議案等の採決結果、９月定例会の開催予定、聴覚・視覚障害のある皆様へ、定例会の審議結果、本会議ライブ中継及び録画配信、会議録検索システムの紹介、予告として議会報告会の開催予定、令和５年度政務活動費収支報告状況について等を予定しております。

掲載内容の詳細は、６月定例会閉会日に開催されます、第１回議会だより編集事前打合せで確定し、７月５日に開催されます、第２回議会だより編集事前打合せにおいて確認及び校正を行い、７月１１日開催の議会運営委員会で確定する予定でございます。

○安保友博委員長 議会だよりの内容及び発行スケジュールについては御承知おきください。

議会だよりの編集、作成については以上です。

次に進みます。

特定事件 9、その他議会運営に関することについてを議題とします。

初めに、決算審査の体制等についてです。

9月定例会に上程される見込みの各会計決算に係る議案は、予算決算常任委員会に付託することとし、予算決算総務環境分科会、予算決算文教厚生分科会において分担して審査することによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

次に、令和5年度決算審査の要求資料についてです。

効率的な決算審査を行うために、決算審査の資料の決定、提出要求を早めに行う必要があります。

資料として、昨年度の資料要求書を参考にした令和5年度分の要求資料案を配付しております。会派に持ち帰って内容を御検討いただき、次回、6月13日の議会運営委員会で御意見を伺い、決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

なお、要求資料については、決算審査に際して、口頭による答弁では複雑過ぎて分かりにくいもの、誤解を招きやすいものなど、本当に必要な資料を精査するという観点で御検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長から発言があります。

富澤議長。

○富澤啓二議長 要求資料については、効率的な決算審査を行うためにも、例年要求している資料であっても、決算審査を行うに当たり本当に必要な資料を要求するという趣旨で、追加または不要となる資料について具体的に御検討いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○安保友博委員長 以上で、決算審査の体制等についての協議を終了します。

次に、令和6年度議員研修会についてです。

今年度の議員研修会については、開催時期、内容について、次回、6月13日の議会運営委員会で協議したいと思いますので、各会派で検討のほどよろしくお願いいたしますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

なお、昨年度の議会運営委員会での話合いの中で、議員研修会について次回の項目として上がっているものもありましたので、それらについて事務局から補足説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 令和5年度の議員研修会につきましては、今年の1月19日に開催したところでございます。

実施時期につきましては、講師候補及び実施時期の調整等には最低3か月の準備期間が必要なことや、文教厚生常任委員会の行政視察を10月に予定していること、各種議長会のスケジュール等を踏まえて御検討いただけたらと考えております。

次回、効率的に協議ができますよう、あらかじめ事務局からメールをお送りしますので、テーマ、講師、理由等を具体的に御記入いただき、6月11日、火曜日、正午までに御返信くださるようお願いいたします。

なお、テーマにつきましては、先ほど委員長から話がありましたとおり、昨年の議会運営委員会の中で、DE T研修について令和6年度に開催してはどうかという話がありました。それも含めて皆様、御検討いただけたらと考えております。

○安保友博委員長 以上の内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、6月11日、火曜日、正午までに御返信をお願いいたします。

以上で、令和6年度議員研修会についての協議を終了します。

次に、次回の議会報告会についてです。

次回の議会報告会の運営方法、実施時期、内容については、6月13日の議会運営委員会で協議したいと思いますので、各会派で検討のほどよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

なお、5月25日に開催した議会体験会については、各会派で反省点等をまとめていただき、6月7日までに事務局へ提出していただくことになっています。次回、6月13日の議会運営委員会で確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次回の議会報告会については、議会体験会の各会派の反省を踏まえ、検討することになるかと思うので、よろしくお願ひいたします。

以上で、議会報告会についての協議を終了します。

次に、今後の議会運営委員会などの日程を確認します。

1つ目、6月13日、木曜日、予算決算常任委員会終了後、令和5年度決算審査に係る要求資料について、令和6年度議員研修会について、議会体験会及び次回の議会報告会について。2つ目、6月27日、木曜日、議員会総会終了後、議会だより編集事前打合せ1回目です。3つ目、7月5日、金曜日、9時30分から議会だより編集事前打合せの2回目です。

今回、議会体験会の評価についてと議会報告会についてを早めにやりたいという観点から、7月5日の議会だより編集事前打合せの後、議会運営委員会を開催して、それをここで協議をするということにしたいと思います。

そして、4つ目、7月11日、火曜日、9時30分から議会だよりの編集、作成について、議会改革について。

以上となります。御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

次に、その他の日程についてです。

富澤議長。

**○富澤啓二議長** まず、議員会の日程についてです。

議員会監査を6月6日、開会日の本会議終了後、議員応接室で行います。出席は監事、赤松議員、会計、萩原議員、岩澤議員です。また、議員会役員会を6月27日の本会議終了後、第2委員会室で開催します。総会は、役員会終了後、全員協議会室で開催します。

次に、埼玉県市議会第5区議長会議員研修会についてです。

日程は、8月8日、木曜日、午後2時から、場所は新座市民会館で、「議員活動とコンプライアンス」というテーマで調整中とのことです。

最後に、朝霞地区議長会議員研修会についてです。

日程は、10月28日、月曜日、午後2時から、場所は和光市民文化センター小ホールで行われます。全議員対象となりますので、よろしくお願いいたします。

**○安保友博委員長** ただいまの件については、よろしくお願いいたします。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

鎌田委員。

**○鎌田泰春委員** 今、議会改革のほうでも議論されているかと思うのですが、議員名簿がホームページに公開されている件について、ホームページに公開されている電話番号だったり住所で少し困っている状況があるというふうなお話をいただいております、もしよろしければそういったホームページの公開というのを、例えばこういった形で皆さんの問題がなければ、非公開など様々な形を事務局と相談の上で行わせていただければと思うんですけれども、皆様からの御意見をいただきながら考えたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

**○安保友博委員長** ただいま、鎌田委員から提案がありました。議員の住所と電話番号をホームページで公開していることについて、それを公開しない、もしくは一部公開しない等についてどのようにするか。議会改革の案件でありますけれども、既に実害が生じているという申出がありましたので、この場で議題としたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

菅原委員。

**○菅原満委員** 次回、議運が予定されているので、この場で個別でなく、各会派それぞれ確認して、やり方含めてよく確認していったほうがいいのではないかなと。個別で下げられるということではなくて、まとめてどうするかということを13日に結論を出せば出す、協議すると

ということで、各会派それぞれ持ち帰って個別に確認した上で協議されたほうがよろしいのではないかと考えます。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 この困っている内容というか、その内容がどういうことなのか聞かせていただきたいんですけども。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 例えば、電話などいろいろな人からかかってきてしまったりする、そういったことかというふうに思います。全部を具体的に聞いているわけではないんですけども、そういうところで困っているということです。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 電話がかかってくるということは、市民の人のいろいろな要望なりがあって、逆に情報収集でそういう番号があって、御意見をいただいているのかなというふうに思っているんで、そういうところをやはりよくよく会派に持ち帰って検討させていただければと思いますけれども、それだけの案件なのでしょうか。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 そうですね。詳細な聞き取りはできていないんですけども、例えば執拗に電話がかかってくるのか、そういうような案件だと思います。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 私もこれまでもずっとそういう連絡があったりして、1時間、2時間、耳が痛くなるほどお話をしたりというときがあるんですけども、それはやはり議員の責務であるので、そういう対応をしなければいけないのかなというふうにも考えているんですが、確かにこの件については、今期皆さんが当選して来られてから、住所なり電話番号をどうしようかというのは、議会改革の中でやっていこうという話もあったので、改めて会派に持ち帰って検討していきたいと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 繰り返しになりますけれども、もし具体的にやるとすれば、他の議会のやり方等の中でも、本人の意向により載せていませんというところもありますけれども、今の鎌田委員の話だと、聞き取る内容が不確かなのと、思うということ、推察なので、その辺もきちんと確認をしていただいて、13日に議運があるので、その場で結論が出せばいいのではないかなと思います。

○安保友博委員長 ただいま御意見をいただきましたが、そうすると、6月13日の予算決算常任委員会後の議会運営委員会において、当初予定にありませんでしたけれども、臨時で議会改革についてを議題として、この案件について先に協議をするということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

会派に持ち帰りまして、御意見等よろしくお願いいたします。

そのほか何かございますか。

小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 6月定例会直前になりましたが、会派室、またパソコンルームの設置、これについての進捗状況、まだ移動はできていないような状況で、パソコンルームの設置もできていないのかなと思われるのですが、今後どういうふうになるのかについて確認させていただければと思います。

○安保友博委員長 この点、事務局の準備はいかがでしょうか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 会派室に関しましては、対象の議員の方たちとはお話をさせていただいております。ただ、まだ今のところ調整が進んでいない状況であります。申し訳ございません。

○安保友博委員長 各会派室に今、1台ずつパソコンがありますけれども、この議会が始まる中で、その1台では足りないのでパソコンルームを使って、そこで作業するというのをこれまでもしていましたので、その点については速やかに回答いただくよう、代表する議員の皆様にはよろしくお願いいたします。

ほかに何かございますか。

富澤議長。

○富澤啓二議長 個人のレポートの件なのですが、赤松議員にお伺いしたいと思います。

赤松議員の3月定例会が終わった後の赤松レポートで、鳥飼氏の辞職の内容について、私のほうに苦情が上がっております。

基本的には、一身上の都合でお辞めになられたということで私は同意しておりますが、事実として書かれているのでしたら、議員の発表の中の範疇であって可能であると思いますが、憶測で書く内容は、その点に関しては常に慎重に対応していただきたいと思いますので、今後よろしくお願いいたします。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 これは、憶測で書いたのではないです。北原小学校の家族会の会合の中で、彼が私に声をかけてきて言ってきた言葉を短く書いたわけで、何も勘ぐって書いたわけではございません。そんな一身上とかそういうのではなくてもう疲れたので辞めるというふうに聞きました。私は引き留めようとはしたんですけれども。だけど、そうおっしゃったので、吉田議員か誰かから聞いたので、すぐ改めはしましたけれども、彼は正直に私に相談して報告されたので書いたもので、それはきちっと。

○安保友博委員長 富澤議長。

○富澤啓二議長 特に鳥飼氏からの苦情というのは私のほうに上がっておりませんが、種々いろいろありますので、言葉には惻隠の情とありますから、思いやりを込めて今後よろしくお願いいたします。

いしたいと思います。

○安保友博委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 レポートにほかの方のお名前を出すというときには、少なからず御本人にこういった内容のものを出したいんだけどいいかどうかという了承を得るのは最低限必要だと思うのですが、その了承を鳥飼さんから得られて書かれているのですか。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 彼がしっかり私に言ってきたわけだから、それを伝えてあげれば。その先のことは鳥飼さんから特に。会うこともあるでしょうけれども、クレームがあったわけではございません。

○安保友博委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 私が伺っているのは、鳥飼さんからクレームがあったかどうかではなくて、こういう内容のものを自分のレポートに書いて配りますということを、鳥飼さん本人に了承を得ているかどうかです。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 それは、了承は得ていません。

○安保友博委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 これは、やはり個人の名前を出して、また党名も出ていました。勝手に書くということはあってはならないと思います。以前も議会運営委員会の中で、かなり前ですが問題になったことがあったと記憶をしております。やはり、自分のレポートの中で万が一ほかの方の名前を出すのであれば、少なからずきちんと了承を得るのが当たり前であって、それをしないで出してしまうということは、書かれていることが真実かどうか以前の問題で大変大きな問題だと思いますので、きちんと皆さんの中で共有して、何かしらの対応、議会的な対応が必要だと思います。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 一議員として一言補足させていただきたいんですけれども、私、鳥飼前議員から直接この件については、苦情というか個人的に話を伺っています。

赤松議員から先ほどあったように、何か疲れたから辞めた、辞めるという話があったかもしれませんが、赤松議員のレポートを見る限り、3月定例会でのごたごたがあって、それで疲れて辞めたという文脈になっているので、自分としては納得できないんだということを本人から聞いています。そのような誤解を生むような文面になっていることについては、これは大変問題だと思いますので、その点についてしっかりと精査いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員。

○菅原満委員 私自身は状況が分からないので、このことについては申し上げませんが、ただ区別として議会それぞれ個々人が出すときに、議会の採決の結果とか、そういうので事実として出す部分についてまで固有名詞はいけないと言われてしまうと、一切書けなくなってしまうので、その辺はきちんと事実に基づくとか、そういったことで判断をして、個々人がもし報告で他人の名前を出すならば、十分注意をして出すということが必要なのかなと。広く全て駄目となってしまうとなかなか難しい状況も出てくると思うので、その辺はそこまで拡大ではなく、事実に基づいて誤解を与えないように伝えていくというところまでは、記載する、しないは別として、十分それでも注意を払うということが必要だと思いますので、そういう考えで私は今のやり取りでは理解をいたしました。実際の具体的な、その元、前議員の話云々ではなくてということです。

○安保友博委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 元同僚議員の件ですので、今議長がおっしゃってくださったこと、大変ありがたく思います。

私自身は、鳥飼元議員からは、そのことに関して少し上のほうを通じて聞いておりますが、今後改めていただければ、今回の共産党の扱いについてはそれで構わないと思っています。

それから、こちら赤松議員だけではないんですけれども、いろいろな方から憶測が飛び交ったということではございましたので、その対策をするべく、きちんと党の上のほうと話し合いまして、鳥飼さんがお辞めになった正確な理由というのを言うように努めましたので、この件、共産党に関しては、赤松議員にあっても改めていただければそれで結構です。議長の言うとおりにしていただきたいと思います。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 私も名前を出していただいて、そのことで3月定例会のことでかなりいろいろな電話をいただいたのと、鳥飼議員のことについてもいろいろな連絡をいただいたり、また駅で報告をしているときなどに声をかけられて、いろいろな御意見をいただいたり説明を求められたということがありました。

赤松議員の今回の3月定例会の後のレポートについては、私についてもちょっと違うような表現があったのかなとは思いますが、逆にしっかりとそういう方々には説明をさせていただきました。

今後、私も気をつけなければいけないというのはあるんですけれども、やはり今後こういうことがないように気をつけていただければなというふうに思っています。

○安保友博委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 私は、人の名前を出すのは了承を得たほうがいいという話をさせていただきましたが、もちろん公然の事実として議会だよりやホームページ等に載せられて情報として発信されているものについて、まず含めているものではございません。今回のことのように本当に個人的な内容についてであれば、やはりきちんと了承を得て、事前の注意も必要ですし、

そういったことでやっていかなければなど。前にもこういうことがありますので、二度とこういうことが起きないようにみんなで気をつけてくださいということをもう一度申し上げておきたいと思います。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私は、直に会って本当に親身に、顔を見て語ったことを書いたわけです。

あと、鳥飼前議員は私の息子の年齢なんですけれども、やっぱり自分が辞めた一身上の都合は、それはもういいでしょう。だけど、やはり公的な活動しているわけですから、辞めたことを党から説明するのではなくて、支援者がいるわけですから、やっぱり彼個人がしっかり、なぜ辞めたのかというのをオープンにということを、今度会えば私は話しかけようと思っている。

○安保友博委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 赤松議員の御指摘はごもっともだと思います。私どももしっかりやっていきたいと思います。

ただ、一言だけ申し上げますと、体調不良だったということで御理解を賜りたいと思います。会ったらずひ言って、コミュニケーションを取ってあげてください。よろしくお願いいたします。

○安保友博委員長 いろいろ御意見をいただきましたが、大変デリケートな問題でもありますけれども、ほかの人のことを書く際にはやはり細心の注意を払って、今回も実際本人から聞いたことを書いたと言っている側と、書かれた側がそういうつもりじゃなかったという話があったという、相互で相違していますので、そういうことも十分御留意の上、御自身の情報発信に努めていただければと思いますので、各議員におかれましてはその点、御留意いただきますようによろしくお願いいたします。

吉田委員。

○吉田武司委員 3月定例会の会議録についてなんですけれども、私もある程度確認して、会議録署名議員なので署名をしたんですが、指摘がございまして、この会議録が出るのを楽しみに待っている方がいて、それを見たときに、すぐ連絡が来て、退席をした議員が欠席扱いと書いてあるというところと、本当に欠席したのか、欠席届を出したのかというような問い合わせがあって、欠席ではないですよ、副市長がいなければちゃんと出ましたよという説明をさせていただいたんですけれども、それが欠席扱いになっているのはどういうことなんだというような御指摘をいただきました。

それで、そのお話があったので、すぐ事務局に連絡をして、サインはしたんですが保留にしておいてくださいという話はしたんですが、そのときには既にもうホームページにアップされていまして、そのことについて、これは議長の精査でそうなったのか、どうなのかというところを説明いただければと思います。

そして、その御指摘いただいた方からは、市長の発言内容が何か削除されている部分がある

というところがありましたので、そこはいつも議長が、会議録については議長において精査いたしますと発言されているので、そういうところで削除されたのかどうなのかというところを、直接その市民の方から問合せがあったので、それを議長にお伺いしたいと思います。

○安保友博委員長 具体的にどういう発言か分かりますか。

吉田武司委員。

○吉田武司委員 市長の発言ですか。

多分、吉田議員と言って私のことか吉田活世議員なのかどちらか分からないんですけども、吉田議員も何とか、ばかばかしいとかというような発言があったというようなことが、それがどうして抜けてしまったんだという御指摘をいただきました。

私も最初何を言っているのか分からなかったのですが、そういうような御指摘をいただいたところです。

その方は、ライブ配信中録画をされていて、確認はしているところを意見としています。

○安保友博委員長 事務局のほうに今の署名の状況を確認したいんですけども。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 署名議員の署名状況ということだと思うのですが、今現在は内山議員、吉田武司議員には署名をいただいている、岩澤議員については署名を保留していると聞いております。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 確認をさせていただきたいんですけども、署名が今、3人そろっていない状況で、現状としては議事録はアップされてしまっている状況なのですか。

○安保友博委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 議事録については、ホームページのほうにはアップしている状況でございます。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 通常のプロセスとして、署名の確認をする前にホームページにアップロードしたり、もしくは製本することは適切なプロセスですか。

○安保友博委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 事務局といたしましては、会議録の中身を全て見てもらってから署名ということになると、かなり文量とかも厚いので、まず製本していただいて、中身を確認していただいて、よければ署名と。もしそこに異議があれば、それがどういうものか確かめて、そこに貼り付けるなりして訂正していくというプロセスは行います。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 では、ホームページと、例えばそういった署名議員が先ほどあったような指摘があって、今も修正することは可能ということによろしいのでしょうか。

○安保友博委員長 亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 できないことはございません。

○安保友博委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 署名が全員そろっていない時点でホームページにアップするということがいかなんでしょうか。通常どおりということなんですか。本当にそれが適切なのでしょうか。

○安保友博委員長 休憩します。（午前１０時３４分 休憩）

再開します。（午前１０時４４分 再開）

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 会議録は、今お話のとおり署名がされていない時点でホームページにも載せて、前例としてもあります。それが法的に載せても大丈夫なのかどうかについて、そこを次回までに調べまして、御報告をさせていただきたいと思います。

○安保友博委員長 では、次回、６月１３日の議会運営委員会において報告をお願いします。

１点私から皆様にお話ししたいんですけども、前回の会派代表者会議のところでもお話ししたんですが、要は和光市議会における会派の取扱いについて。

〔何事か言う人あり〕

会派代表者会議において私が取り上げた案件を、もう一度ここで確認したいということでお話をしますけれども、会派の取扱いについて、和光市議会においてちょっと曖昧になっているところがあるので、一度その点について確認をしたいと思っております。

まず、会派というものは２人以上で会派とする。１人の場合は会派にはならない、つまり会派無所属という形になります。

その中で、今現実問題として会ではないのにその会に名前がついているという状況、それからオブザーバーとして今この議会運営委員会においては出席要求をしているという状況、その２点について問題があるというふうに私は認識をしております。

といいますのも、これまで自分が１人であったときのこともありますし、さきの３月定例会、先送りと言い出したときでも、赤松議員が夕方になって用事があるからということで途中退席をするとか、それから萩原議員が病欠、通院のためといって欠席をされましたけれども、午後になっても来られなかったことについての説明はなかったということ、このような１人の、オブザーバーとして、委員会として呼んでいる、要は要求をしている中で、それが過度な負担になっているのではないかという懸念を私としては持っております。

そう考えたときに、委員会として強制力を持って要求をするということが、本当に１人の皆様にとって負担ではないのか。本来、委員である人たちが来ればいい会であるはずなので、その点について１人の皆様に過度な負担を強いているということになるのであれば、それは委員長の私としても大変心苦しいことですので、いま一度委員会としてその辺についてどういうふうにするのかということを皆様にお諮りしたいと思っております。

前提として、そもそもの会派制度、その他基本事項について事務局から一度整理していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 会派の定義でございますが、和光市議会においては、先例により会派とは2人以上の所属議員を有する交渉団体を例とすることになっております。

○安保友博委員長 出席要求の件についても。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 まず、1人会派の方の委員会の出席につきましては、和光市議会会議規則第117条第1項において、「委員会は、審査又は審査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる」というふうになっておりまして、この規定に基づいてお呼びしているような状況になっております。

○安保友博委員長 今の規定に基づいて、委員会として1人の皆様には会派ではないけれども、一議員として、オブザーバーとして出席要求はしているというのが現状です。それに基づいて今、来ていただいているので、欠席する際には欠席届が必要とかそういう話になってくるので、その運用で本当にいいのかどうか、委員の皆様からいま一度御意見いただいて、今のままでいいというのであれば、そこは改めて出席要求をして義務的に来ていただく形になりますけれども、その辺についての御意見はいかがでしょうか。

萩原圭一委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 私は、1人会派として議会運営委員会に出なくていいと思っています。内容が知りたければ傍聴すればいいんだし、私は別に委員となっている会派の方だけでやってもらっていいと思います。

○安保友博委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 1人ということで、規則的に見て交渉団体ではないわけなのですが、もしそうだとすると、オブザーバーとしても意見の一言も言わせないというのであれば、決まったことの連絡というのをどういう形状で、1人会派、会派といったら申し訳ないんですけども、今はそう言うしかないのです、1人会派に伝えていくのかという点と、あとはこの会議、非常に長引くときがあるんですよ。2時間、3時間。その記録を全部読むというのはかなりの労力になってきますし、なかなかその場にいないとつかめないものというのがありますので、頻繁に欠席されている方がもしかしたらいたのであれば、確かにその点ははっきりさせていくべきですが、私はオブザーバーとしての参加、これを認めていただきたいというのがあります。

あと、先ほど安保議員は名前がついているというふうな言い方をされたんですけども、政党名が出るというのは1人会派においてもやはり当たり前のことですし、それを下ろせというのは、それは言う権利が一議員としてあるのか。議運の委員長なのかもしれませんけれども、公平に見てそれは本当に言うていいことなのかというのをいま一度御確認いただきたいと思います。

○安保友博委員長 今の点についてですけども、会派の話と党派の話というのは全く別物と

して捉えていただいて、今は会派の話をしています。会派というのは2人以上で会派として会になるんです。1人の場合は会にはならない、つまり存在しない会について名前がついているということは、客観的に見てあり得ないということを私は述べているだけであって、その看板を下ろせとかそういう話をしているのではなくて、そもそも前提として間違っていますよという話をしているだけです。

菅原委員。

○菅原満委員 今日ここで結論を出すということですか。議会改革の中で議論、協議をしていくということなんでしょうか。

○安保友博委員長 それも含めて御意見をいただきたい。協議ということで聞いています。

菅原委員。

○菅原満委員 そうしたら、議会改革の中で協議をしていく必要があると考えます。なぜならば、きちんとした論点に基づいて協議していく必要があるので、私は思っていますとか考えていますではなくて、論点をきちんとして、会派を2人以上の複数とするならば、やっている会派の扱いはどうするのか、それをきちんと規定なり何なり根拠をつくっておいたほうがいいので、他の議会では会派の規定だとかきちんとつくっているところもありますので、それが部屋の使用にも、控室の使用にも関係してくる可能性もあるので、議会改革で協議する案件だと考えます。

○安保友博委員長 今、御意見をいただきました。

今の件について、議会改革、既に上がっているものありますけれども、そこに追加をして議会改革の案件として扱っていくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

オブザーバーとして出席要求をすることについても、そこで議論するということで、現状は今のままということによろしいですか。委員の皆様には伺っていますけれども。オブザーバーとして、委員会として出席要求をしていくことについては、それも議会改革の中で議論をして、引き続き呼ぶのか、呼ばないのかということについても議論していくことでいいのか。

吉田委員。

○吉田武司委員 先ほど委員長のほうからお話があって、なるほどなというところもありました。

前回の議運で、赤松議員がたしか用事があって忙しいから、後は任せるからというので委員長の許可なく退席をされた。本来であればオブザーバーでも、先ほど委員長が言っていましたけれども、ちゃんとした許可をもらって退席しなくてはいけないというのがあったんですけれども、そういう事案があったので、委員長のほうもそういう事案から見て今回いろいろ発言をされたのかなというふうに思っていますので、本当に負担になればオブザーバーとして呼ばなくてもいいのではないかなというのがあります。

ほかの議会でも、この辺だと坂戸市とか、あとは埼玉県議会ももちろんオブザーバーは一切呼んでいませんし、自分が情報を集めて傍聴するなり、先ほど萩原委員外議員がおっしゃったように、自分で情報が欲しければ傍聴に来ればいいという、そういう状況にあると思いますので、今後この議会運営委員会も、今日もかなり延びていきますけれども、こういう状況がずっとここ1年続いていますので、そういうふうには負担がかかるのであれば呼ばないほうが逆にスムーズに進むというか、そういうふうになるかなと思っています。

○安保友博委員長 誤解なきようにもう一度補足しておきますけれども、決して少数意見を排除するとかそういう趣旨ではなくて、あくまでも制度として会派制度というものをもう一度見直す必要があるだろうということでお話をさせていただきましたので、この点について議会改革の中でしっかりとмонでいくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 確認なのですが、議会改革のほうで順位的には早急にこの案件をやるのか、順番があつたと思うんですけれども、議会改革の課題の何番というのがありますよね。なので、すごく大事なことだと思うので最優先で次の議運の中の議会改革の一番目にやるのか、その確認を。

○安保友博委員長 これも皆さんの合意で決めたいと思いますけれども、御意見があれば。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私は大事なことだと思いますし、皆さんがとても気になることだと思いますので、最優先でやったほうが良いと思います。

○安保友博委員長 では、特に御意見がなければ、次回、7月11日の議会改革についての説明の案件として取り上げることにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

吉田委員。

○吉田武司委員 オブザーバーの話というところで、今度議会だよりの話も出てくると思うので、そうすると議会だよりの編集をどうするかというので、議会だより編集委員会みたいなものもつくっていかねばいけなくなるのかなというのもあるので、早いほうが良いのではないかなと思っています。

○安保友博委員長 そうすると、6月13日の議会運営委員会でやるということで、皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、6月13日の議会運営委員会で取り上げたいと思いますので、皆様、会派に持ち帰って協議をお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 議会だより編集委員会をつくるかどうかというのもやるということですか、今の流れでいくと。その話が出ていたので。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 今回このオブザーバーをどうしようかという話になって、その結果次第では、オブザーバーの中にもオブザーバーとして出席しなくていいという意見もあったので、どういうふうに結論が出るか分かりませんが、そうなったときに、議会だよりの編集をこの議運の少ないメンバーだけでやるのか、それとも1人会派というか、そういう人もある程度交えてつくっていかないといけないのかというところで、ほかの議会だと議会だより編集委員会というのがあったりしますので、そういうのも研究しないといけないのかなというところで話をさせていただきました。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 編集委員会ということでしたけれども、過去、議会だよりを出し始めた当時、編集委員会をつくって、その編集委員の数人で原稿も詰めて、割り付けはできないので原稿、要はどの内容を載せるか、文字数をどうするか。その原稿を議員が直接つくって、最終的には事務局にお願いしてつくってしまっていたということです。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 今お話ししたのは、今の議会だより編集委員会は、1人会派の方も全員入っていて、全会派が1つになってこの議運の中で進めているので、先ほどのオブザーバーの方をどうするかというところの結論によっては、今後そこをどうするのかというところも踏まえて考えていかないといけないのかなということで発言をさせていただいたところです。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 整理しますと、今、6月13日をめどに進めているのは、あくまで会派の制度を改めて確認して、その上でオブザーバーに出席していただくかどうか、ここについては6月13日の議論でよろしいのではないかなと思っています。

一方で、議会だよりの編集とか編集会議については、それはまた別個の議論として様々、例えば委員会等をどうするのかというところもありますから、そこはまた改めてでよろしいのではないかなと思います。

とりあえず、6月13日におきましては会派という制度を改めて確認して、オブザーバーというのをどういうふうな取扱いにするのか、そこに議論を絞ったほうがいいのではないかなと思います。

○安保友博委員長 吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 オブザーバーの取扱いについては、まずオブザーバーとしてやらせていただきたいのは、先ほども繰り返して言いましたとおり、2時間、3時間に及ぶ記録を読むというのはなかなか大変なことです。頭に入れるというのは。

議会に、その話し合われた内容というのが、もし少数の意見だけで決まっていっていいと、ほかに周知しなくていいというのでしたら、もう13日にさくっと決めて終わりというのは妥当だと思うんです。でも、この中に、1人会派というのが3人もいるんです。その人たちにどうやって周知していくのか、密室の会議というのはよくないと思うんです。オープンで開かれた

透明性というのをやはり政治は求めていかななくてはいけないと思うんです。

だから、議会運営委員会においても、例えば1人会派を傍聴のみにするとか、もう意見としてオブザーバーとしての参加を認めないというのであれば、例えば撮影するなどして耳から入るようにするとか、あと文面としても決まったことを事務局の方がまとめて私たちに発信してもらうか、そうした連絡系統というのをしっかり決めた後に決定していただきたいと思います。

**○安保友博委員長** 吉田議員に申し上げますけれども、議会運営委員会は密室で行われているということでは全くありませんで、事前にいつどこでやりますということは広く世界に発信をしてやっているところです。また、傍聴も自由です。それに対して記録を読むか読まないかも、その本人の自由です。

音声に関しては、これは一般公開はしていませんけれども、議員におかれましては事務局に言っていただければ、今録音しているもの、音声データを頂いて聞くことはできます。その点について、情報のキャッチアップについては各議員において、それは会派の代表者以外の会派に属している議員もそうですけれども、本日も直接傍聴に来られている委員外議員もいますけれども、そういうふうに傍聴するなり、ほかの出席している議員から話を聞くなり、事務局から説明を受けるなり、方法は幾らでもあります。

会派制度の話をしていて、議会運営委員会の制度の在り方の話をしているときに、まずこの会議体はこういう会議体ですよ、それ以外のところはどういうふうな参加をしますよという話をしているので、そちら側からの話をするのではなくて、制度の組み立てからしっかりと話をしていって、それ以外の人に対してはどうするかという話を今しているということ、その話の組み立て方、議論の方向性というものを共有していただければと思います。

吉田活世委員外議員。

**○吉田活世委員外議員** 議題がそれまして大変失礼いたしました。

そうしますと、安保議員がおっしゃっているのは、1人会派の取扱いというものを決めてから、どういうふうに連絡系統をしていくかとか、まとめるとか、そういったものを考えるというふうな、議論していただけるのか、会派の方に。

例えばオブザーバーを認めないとした後に、オブザーバーへの連絡系統の徹底というのを議題として上げていただけるのですか。

**○安保友博委員長** 今の点についても、まずそのオブザーバーの取扱いをどうするかという議論から始めるという話がありましたけれども、そうではありません。まずは会派として、会派制度というのがどういうものかという共通認識を我々でいま一度確認をしましょうというところからの話です。

その上で、会派に属していなくて、その結果、議会運営委員会に所属をしていない方に関してどういうふうに取り扱うかというのはその次の議論として、我々として議会運営委員会の動向をどのように伝えていくかということは、当然議論をすべき余地があるところだと思っておりますので、その点御留意いただければと思います。

吉田活世委員外議員。

○吉田活世委員外議員 そうしますと、大変理解が遅くて申し訳ないんですけども、安保議員が今おっしゃった内容というのは、1人会派の取扱いを含めて、その後、1人会派にどのように連絡していくかということを決めていただけるということによろしいですか。

○安保友博委員長 そのような要望があれば、それは検討しますけれども、それはこの議会運営委員会として委員外議員にどのように伝えていくかということについては、それは広く一般市民にどう周知していくかと同じレベルの話だと私は理解していますので、その点についても、その会議体の中でどのようにしていくかという議論が、誰からどういう意見が出るか、その意見を待ちたいところだというふうに私は考えます。

では、6月13日に会派の取扱いについてということで、議会改革をまず一番最初にやるということにしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

ほかに皆様から何かありますか。

吉田委員。

○吉田武司委員 5月31日に、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についての1人当たり7万円、21万円の件について報告がありました。緑風会の渡邊議員から、3月18日に開催された全員協議会のときに、今後また全協での説明を求めるところでお願いをしてあったと思うんですが、今回この報告がありましたけれども、最終的に事件が明らかになって調査が終わったときには、改めて全協を開催していただけるのかどうかというところで、その辺を確認させていただきたいんですけども。

○安保友博委員長 富澤議長。

○富澤啓二議長 そのつもりであります。

○安保友博委員長 ほかに何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかになれば、以上で本日の案件は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前11時11分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      安   保   友   博